

傍聴される方へのご注意

傍聴人は静粛を旨とし、次の行為を行うことを禁止します。

- 一、発言、私語等を行うこと。
- 二、言論に対して、拍手その他の方法により賛否を表明すること。
- 三、騒ぎ立てたり、その他の方法により会議の進行を妨害すること。
- 四、場内で飲食、談笑及び携帯電話による通話を行うこと。
- 五、場内で写真、ビデオ等の撮影及び録音すること。
- 六、みだりに席を離れ、立ち歩くこと。
- 七、傍聴用資料を持ち帰ること。
- 八、その他秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為を行うこと。